

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部私学文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目次

### 規 則

ページ

○筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則

（疾病・感染症対策室）

一

### 告 示

○生活保護法による医療機関の指定

（社会福祉課）

二

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出

（同）

二

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出

（障害福祉課）

三

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）

（農林水産経営支援課）

三

○認証食品の認証

（食産業振興課）

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

（森林整備課）

四

○建設業許可の取消し

（事業管理課）

四

○都市計画決定の図書の写しの縦覧（四件）

（都市計画課）

五

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

（同）

五

○都市計画の変更

（同）

五

○土地区画整理組合の事業計画変更の認可（二件）

（同）

六

○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

（住宅課）

六

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）

（情報システム課）

一八

○開発行為に関する工事の完了（三件）

（建築宅地課）

二二

## 規 則

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

### ○宮城県規則第四号

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の一部を改正する規則

筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則（平成十二年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条中、「在宅療養者又は介護家族とする」を、「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する訪問介護による居宅サービス及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する居宅介護、重度訪問介護若しくは重度障害者等包括支援による障害福祉サービス（以下、「障害福祉サービス」という。）を利用して在宅療養者又は当該在宅療養者を常時介護する者（在宅療養者が四十歳未満の者である場合にあつては、障害福祉サービスを利用して在宅療養者又は当該在宅療養者を常時介護する者）とする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない」に改める。

第四条第三項を削り、同条第四項中、「第二項」を、「前項」に、「前項第二号に規定する介護人について介護人登録申請書に記載された事項を登録し、受給者と認定した」を、「その」に改め、同項を同条第三項とする。

様式第一号中、「指定介護人派遣」を、「介護家族通院時等」サービス」に、

利用者の紹介所名	推薦する介護人氏名
利用者の欄を削除	

を  
に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

#### （経過措置）

2 改正前の筋萎縮性側索硬化症の患者に係る介護人派遣費用交付規則の規定による様式第一号で取



変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
公益財団法人宮城厚生協会 生協会しおかぜ訪問看護ステーション	財団法人宮城厚生協会 会中新田訪問看護ステーション	公益財団法人宮城厚生協会 生協会訪問看護ステーションあゆみ	財団法人宮城厚生協会 会訪問看護ステーションあゆみ	公益財団法人宮城厚生協会 生協会つくし訪問看護ステーション	財団法人宮城厚生協会 会つくし訪問看護ステーション	公益財団法人宮城厚生協会 生協会しおかぜ訪問看護ステーション
	加美郡加美町字矢越三百四十五		大崎市古川駅東二・十二・十八		多賀城市笠神一・八・二十八	
	平成二十五年一月四日		平成二十五年一月四日		平成二十五年一月四日	平成二十五年一月四日

○宮城県告示第百三十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
〇四二二六〇〇二五	特定非営利活動法人さわおとの森	変更前 多機能サポートランドさわおとの森 宮城県利府町沢乙字欠下東十八番二	変更後 多機能サポートランドさわおとの森 生活介護わのみ 宮城県利府町沢乙字欠下東十八番二	平成二十五年四月一日

○宮城県告示第百三十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において

準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第一号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第一号漁業者数
東松島市区域（宮城協同漁業組合の鳴瀬支所の地）	小型定置漁業	平成二十五年二月十八日	東松島市浜市字新田七十五 大友 久義 東松島市浜市字東浮足七十五 鹿野 裕誓	漁業災害補償法施行令（昭和三十一年政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	三人

○宮城県告示第百三十八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
百二十	ち 杵つきも	有限会社エンドー餅 代表取締役 遠藤き	有限会社エンドー餅 店	仙台市青葉区宮町四丁目七番 二十六号
二百五	ずんだ餅	有限会社エンドー餅 代表取締役 遠藤き	有限会社エンドー餅 店	仙台市青葉区宮町四丁目七番 二十六号
二百六	ち 杵つきも	有限会社エンドー餅 代表取締役 遠藤き	有限会社エンドー餅 店	仙台市青葉区宮町四丁目七番 二十六号

二 認証年月日

平成二十五年二月二十一日  
 ○宮城県告示第百三十九号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
 白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
 水源の涵養<sup>か</sup>
- 三 変更後の指定施設要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - (二) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
 次のとおりとする。
- 二 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所  
 白石市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施設要件
  - (一) 立木の伐採の方法
  - (二) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 二 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。  
 ○宮城県告示第百四十号  
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 許可を取り消した年月日  
 平成二十五年二月二十日
- 二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名 港都設備株式会社 大竹 敏文	主たる営業所の所在地 塩竈市白萩町二・九	建設業 許可番号 般・二十三 号第一万六十七	申請区分及び許可 を取り消した建設 業の種類 一部廃業 土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十五年 一月二十九日
有限会社石川電 気商会 石川 雅治	気仙沼市八日町一丁目 五・六	般・二十四 号第一万三千七 百九十一号	一部廃業 消防施設工事業	平成二十五年 一月三十日
有限会社相機工 業 相澤 文彦	宮城郡七ヶ浜町吉田浜 字小浜九・三十九	般・十九 号第一万六千七 百九十七号	一部廃業 機械器具設置工事業	平成二十五年 一月二十四日
株式会社鉄平の 家 伊藤 英助	仙台市青葉区中央四丁 目十・三	般・二十二 号第一万七千五 百五十二号	一部廃業 鋼構造物工事業	平成二十五年 一月三十一日
株式会社ササコ Iテック 佐々木 清志	石巻市小船越字上屋敷 四十四・二	般・二十三 号第一万九千七 百十八号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 大土工事業 とび・土工事業 石工事業 とび・土工事業 タイラレンガ、 ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十五年 一月二十九日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第四百十一号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 石巻市新蛇田南地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十二号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 石巻市あけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十三号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 石巻市新門脇地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十四号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 石巻市湊東地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十五号

石巻市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。  
平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画土地区画整理事業

2 名称 石巻都市計画門脇土地区画整理

二 都市計画の変更の種類

廃止

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大崎広域都市計画を次のとおり変更した。  
なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該都市計画に

ついての関係図書を宮城県庁（土木部都市計画課）において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

大崎広域都市計画道路

二 都市計画の変更種別及び名称

1 変更

(一) 名称 三・四・二〇三号山の神小牛田停車場線

三・四・二〇四号山の神西原線

三・五・二〇五号小牛田停車場素山線

(二) 追加する部分

遠田郡美里町牛飼字清水江、同字齊ノ台、同字義見塚及び南小牛田字山の神の各一部

廃止する部分

遠田郡美里町牛飼字新町、同字清水江、同字齊ノ台、同字義見塚、南小牛田字山の神、同字

町浦、同字中樽、桜木町、素山町及び青生字下山沢の各一部

2 廃止

名称 三・六・二〇九号素山化粧坂線

○宮城県告示第百四十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市朝日土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市中央二丁目五番三十一号

三 設立認可の年月日

平成二十年八月十五日

四 変更認可の年月日

平成二十五年二月二十二日

○宮城県告示第百四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十五年三月一日

一 組合の名称

大和町吉岡南第一土地区画整理組合

二 事務所の所在地

黒川郡大和町吉田字北要害三番地の一

三 設立認可の年月日

平成十三年十一月五日

四 変更認可の年月日

平成二十五年二月二十二日

○宮城県告示第百四十九号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第百八十号）の一部を次のように改正する。

本則の表を次のように改める。

一 普通県営住宅

住宅名		所在地		建設年度		構造		一戸当たり 住戸専用面 積(平方メ ートル)		係利 便性		応益係数		近傍同種の 住宅家賃	
県営黒松第一住宅		仙台市		平成二年度	中層耐 火造	五六・一	〇・九七五	〇・七〇七	五六、七〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	昭和四十四 年度	同	六七・二	〇・九七五	〇・八四七	六六、一〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	八六・〇	〇・九七五	一・〇八四	八四、五〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	三三・六	〇・九〇五	〇・二七九	一七、二〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	四〇・二	〇・九〇〇	〇・三三四	一八、二〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇	〇・七〇七	八三、〇〇〇円	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	五六・四	〇・九五〇	〇・七三三	八五、六〇〇円	同	同	同	同	同	同

県営折立住宅

同

同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	平 成 九 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 八 年 度	同	同	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四 五 ・ 七	四 五 ・ 一	七 九 ・ 七	六 九 ・ 〇	六 六 ・ 〇	五 六 ・ 九	七 九 ・ 七	七 六 ・ 二	六 九 ・ 〇	六 六 ・ 四	六 六 ・ 〇	六 三 ・ 四	五 六 ・ 九	五 五 ・ 〇	七 九 ・ 七	七 四 ・ 九	六 八 ・ 六	六 六 ・ 〇	六 六 ・ 〇	六 三 ・ 四	
〇 ・ 九 一 九 四	〇 ・ 九 一 九 四	〇 ・ 九 五 〇 五	〇 ・ 九 五 〇 五	〇 ・ 九 五 〇 五	〇 ・ 九 五 〇 五	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 〇	〇 ・ 九 五 〇 一	〇 ・ 九 五 〇 一	〇 ・ 九 五 〇 一	〇 ・ 九 五 〇 一	〇 ・ 九 五 〇 一	〇 ・ 九 五 〇 一	
〇 ・ 四 四 七 三	〇 ・ 四 四 一 五	一 ・ 〇 七 四	〇 ・ 九 二 八 四	〇 ・ 八 八 八 〇	〇 ・ 七 六 五 五	一 ・ 〇 五 八 五	一 ・ 〇 二 二	〇 ・ 九 一 六 四	〇 ・ 八 八 一 九	〇 ・ 八 七 六 五	〇 ・ 八 四 〇	〇 ・ 七 五 五 六	〇 ・ 七 三 〇 四	一 ・ 〇 三 二	〇 ・ 九 六 九 九	〇 ・ 八 八 八 三	〇 ・ 八 五 四 六	〇 ・ 八 五 四 六	〇 ・ 八 二 〇 九	
四 四、 四〇〇 円	四 四、 六〇〇 円	一 四、 九〇〇 円	一 〇、 二〇〇 円	九 六、 七〇〇 円	八 三、 六〇〇 円	二 三、 〇〇〇 円	一 七、 〇〇〇 円	一 〇、 七〇〇 円	一 〇、 三〇〇 円	一 〇、 二、 四〇〇 円	九 七、 八〇〇 円	八 八、 八〇〇 円	八 五、 五〇〇 円	一 一、 九三〇 円	一 一、 二、 四〇〇 円	一 〇、 三、 八〇〇 円	一 〇、 一〇〇 円	九 九、 八〇〇 円	九 六、 一〇〇 円	

県営新坂住宅  
(身体障害者向け  
住宅)

県営新坂住宅

県営桜ヶ丘住宅

同

同

同

同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	同	同	
同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	
八 三 ・ 八	七 一 ・ 三	五 六 ・ 六	六 二 ・ 四	五 四 ・ 五	五 二 ・ 九	七 六 ・ 八	六 三 ・ 六	六 三 ・ 六	五 四 ・ 二	七 三 ・ 五	六 二 ・ 七	六 一 ・ 三	五 九 ・ 二	四 四 ・ 九	六 五 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 六 ・ 五	五 六 ・ 五	四 五 ・ 七	
〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 〇 八 三	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 九 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 四 六 四	〇 ・ 九 一 九 四	〇 ・ 九 一 九 四	〇 ・ 九 一 九 四	〇 ・ 九 一 九 四	〇 ・ 九 一 九 四	
〇 ・ 九 〇 三 九	〇 ・ 七 六 九 一	〇 ・ 六 一 〇 五	〇 ・ 六 八 三 九	〇 ・ 五 九 七 二	〇 ・ 五 七 九 七	一 ・ 〇 一 六 一	〇 ・ 八 四 二 五	〇 ・ 八 四 二 五	〇 ・ 七 一 七	〇 ・ 七 六 五 一	〇 ・ 六 五 七	〇 ・ 六 三 八 一	〇 ・ 六 一 六 二	〇 ・ 四 六 七 三	〇 ・ 六 三 九 三	〇 ・ 五 五 八 〇	〇 ・ 五 五 三 一	〇 ・ 五 五 三 一	〇 ・ 四 七 三	
七 三、 〇〇〇 円	六 一、 〇〇〇 円	四 九、 三〇〇 円	五 五、 九〇〇 円	四 九、 六〇〇 円	四 七、 七〇〇 円	八 七、 〇〇〇 円	七 一、 二〇〇 円	七 一、 一〇〇 円	六 一、 六〇〇 円	六 三、 二〇〇 円	五 四、 二〇〇 円	五 三、 一〇〇 円	五 一、 三〇〇 円	三 九、 四〇〇 円	六 一、 一〇〇 円	五 一、 三〇〇 円	五 五、 一〇〇 円	五 一、 一〇〇 円	五 一、 一〇〇 円	四 五、 八〇〇 円

				県営広瀬住宅 (身体障害者向け 住宅)	県営広瀬住宅																
				同	同																
同	同	同	平成二年度	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 二 年 度	同	同	同	同	昭 和 六 十 年 度
同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六五・三	五三・三	五二・八	五二・四	七・三	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	五六・六	
一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九五八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	
〇・八四四二	〇・六八九一	〇・六八二六	〇・六七七四	〇・八一二四	〇・九六八八	〇・九二九九	〇・八一四五	〇・七七〇〇	〇・六四六六	〇・九五五三	〇・九一七〇	〇・八〇三三	〇・七五九二	〇・六三七五	〇・九一七三	〇・八九一〇	〇・七八〇五	〇・七七七八	〇・七三七八	〇・六一九五	
五六、一〇〇円	四六、一〇〇円	四五、五〇〇円	四五、四〇〇円	六二、一〇〇円	七四、八〇〇円	七、五〇〇円	六三、六〇〇円	五九、八〇〇円	五〇、六〇〇円	七六、一〇〇円	七三、二〇〇円	六四、三〇〇円	六一、〇〇〇円	五一、二〇〇円	七三、四〇〇円	七一、七〇〇円	六二、四〇〇円	五九、九〇〇円	四九、七〇〇円	四九、七〇〇円	

				県営樫の杜住宅	県営安養寺住宅 (身体障害者向け 住宅)	県営支倉住宅															
				同	同	同															
同	同	同	同	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 四 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造	同	簡易耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	
七六・一	六七・三	六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六七・三	六一・七	六一・二	五一・五	五〇・四	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	六五・八	六五・八	六五・八	
〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九八三三	〇・九六〇五	〇・九六〇五	〇・九六〇五	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	
〇・八六四	〇・七六六	〇・六九五	〇・五八三	〇・五七一	〇・八八〇五	〇・八五三三	〇・七六六	〇・六九二	〇・六九五	〇・五八三六	〇・五七一	〇・一八四七	〇・一七六五	一・〇二六五	〇・八七九一	〇・八五三三	〇・八五三三	〇・八五〇七	〇・八五〇七	〇・八五〇七	
七五、五〇〇円	六六、八〇〇円	六〇、〇〇〇円	五一、〇〇〇円	五〇、一〇〇円	七六、一〇〇円	七四、七〇〇円	六六、八〇〇円	五九、五〇〇円	六〇、〇〇〇円	五〇、二〇〇円	五〇、一〇〇円	三〇、〇〇〇円	三〇、四〇〇円	六八、七〇〇円	五八、四〇〇円	五七、〇〇〇円	五六、七〇〇円	五六、九〇〇円	五六、五〇〇円	五六、五〇〇円	



	県営六丁目東住宅						県営六丁目住宅	県営中倉住宅 (身体障害者向け 住宅)	県営中倉住宅		県営燕沢住宅				県営岩切住宅		県営蒲生住宅		
	同						同	同	同		同				同		同		
昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 五 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 五 年 度	同	昭 和 六 十 年 度	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 八 年 度
中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	中 層 耐 火 造	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造
五 五 ・ 九	八 二 ・ 四	七 九 ・ 九	七 八 ・ 五	六 七 ・ 七	六 五 ・ 二	五 二 ・ 五	六 〇 ・ 七	五 九 ・ 二	五 九 ・ 二	六 二 ・ 三	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	六 八 ・ 四	六 〇 ・ 一	七 二 ・ 二	六 四 ・ 六	六 〇 ・ 五
〇 ・ 九 〇 〇 九	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 三 三	〇 ・ 九 七 三 三	〇 ・ 九 三 三 三	〇 ・ 九 三 三 三	〇 ・ 九 一 八 六	〇 ・ 九 一 八 六	〇 ・ 九 一 八 六	〇 ・ 九 一 八 六	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 〇 〇	〇 ・ 九 〇 九 四	〇 ・ 九 〇 九 四	〇 ・ 九 〇 九 四
〇 ・ 五 三 六 二	〇 ・ 九 〇 六 七	〇 ・ 八 七 九 二	〇 ・ 八 六 三 八	〇 ・ 七 四 五 〇	〇 ・ 七 二 七 四	〇 ・ 五 七 七 六	〇 ・ 六 三 一 一	〇 ・ 六 四 三 三	〇 ・ 六 一 〇 一	〇 ・ 六 四 〇 〇	〇 ・ 七 五 七 二	〇 ・ 六 六 五 三	〇 ・ 七 四 六 二	〇 ・ 六 五 五 六	〇 ・ 七 〇 三 三	〇 ・ 六 三 三 九	〇 ・ 七 六 八 二	〇 ・ 六 八 七 四	〇 ・ 六 四 三 七
三 八 三 〇 〇 円	七 九 九 〇 〇 円	七 七 三 〇 〇 円	七 七 四 〇 〇 円	六 六 〇 〇 〇 円	六 三 三 〇 〇 円	五 、 五 〇 〇 円	五 、 一 〇 〇 円	五 、 〇 〇 〇 円	五 、 五 〇 〇 円	五 〇 〇 〇 円	六 六 三 〇 〇 円	五 八 六 〇 〇 円	六 三 四 〇 〇 円	五 六 〇 〇 〇 円	五 六 七 〇 〇 円	五 〇 五 〇 〇 円	六 三 三 〇 〇 円	五 六 七 〇 〇 円	五 三 一 〇 〇 円

	県営将監第一住宅						県営黒松第二住宅				県営黒松第一住宅				県営太白住宅					
	同						同				同				同					
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 五 年 度	昭 和 四 十 三 年 度	昭 和 四 十 二 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 四 十 年 度	同	昭 和 三 十 九 年 度	同	昭 和 五 十 三 年 度	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八 〇 ・ 五	七 九 ・ 九	七 九 ・ 六	七 九 ・ 四	六 三 ・ 一	五 七 ・ 六	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	三 七 ・ 一	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 二	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	四 〇 ・ 三	五 九 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 九 ・ 三	
〇 ・ 九 六 四 三	〇 ・ 九 六 四 三	〇 ・ 九 六 四 三	〇 ・ 九 四 四 三	〇 ・ 九 四 四 三	〇 ・ 九 四 四 三	〇 ・ 九 四 四 三	〇 ・ 九 四 四 三	〇 ・ 九 四 四 三	〇 ・ 九 四 四 三	〇 ・ 九 四 三 三	〇 ・ 九 一 九 〇	〇 ・ 九 一 九 〇	〇 ・ 九 一 八 〇	〇 ・ 九 一 八 〇	〇 ・ 九 一 八 〇	〇 ・ 九 一 八 〇	〇 ・ 九 〇 〇 九	〇 ・ 九 〇 〇 九	〇 ・ 九 〇 〇 九	
〇 ・ 九 三 〇 九	〇 ・ 八 八 六 一	〇 ・ 九 九 一	〇 ・ 七 七 七	〇 ・ 七 四 六 四	〇 ・ 六 八 三	〇 ・ 四 五 九	〇 ・ 四 六 四 八	〇 ・ 四 四 五 八	〇 ・ 三 四 六 二	〇 ・ 三 一 九 五	〇 ・ 三 三 五 〇	〇 ・ 三 三 八 五	〇 ・ 三 三 三 五	〇 ・ 三 一 六 一	〇 ・ 三 〇 九 六	〇 ・ 三 〇 九 六	〇 ・ 五 七 八 二	〇 ・ 五 五 八	〇 ・ 五 六 八 九	
一 〇 四 八 〇 〇 円	八 七 一 〇 〇 円	一 〇 五 〇 〇 〇 円	七 〇 七 〇 〇 円	九 一 、 〇 〇 〇 円	八 八 八 〇 〇 円	五 、 四 〇 〇 円	五 、 四 〇 〇 円	四 三 、 七 〇 〇 円	二 四 、 二 〇 〇 円	二 三 、 四 〇 〇 円	二 六 、 二 〇 〇 円	二 四 、 二 〇 〇 円	二 七 、 三 〇 〇 円	二 六 、 〇 〇 〇 円	二 五 、 九 〇 〇 円	二 五 、 〇 〇 〇 円	四 〇 、 〇 〇 〇 円	三 八 、 七 〇 〇 円	四 〇 、 五 〇 〇 円	

県営将監第五住宅			県営将監第四住宅			県営将監第三住宅			県営将監第一住宅							県営将監第一住宅 (身体障害者向け住宅)			
同			同			同			同							同			
昭 和 五 十 八 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同	同	昭 和 四 十 六 年 度	同	同		
火 造 中 層 耐	火 造 簡 易 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
六〇・七	六一・四	五七・九	四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四三・五	三七・一	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二	四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二		
〇・九一四一	〇・九一四一	〇・九一四一	〇・九一四一	〇・九一四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九一四三	〇・九一四三	〇・九六四三		
〇・六四九三	〇・五七八〇	〇・五三三七	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・四六六九	〇・四九三六	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・三三五四	〇・九四一〇	〇・九一九	〇・七四〇五	〇・六七〇二	〇・四六九八	〇・四六五六	〇・四三八一	〇・三五六二		
六〇、三〇〇円	四一、一〇〇円	三八、九〇〇円	三三、〇〇〇円	二九、二〇〇円	四三、三〇〇円	四一、一〇〇円	二八、一〇〇円	二八、六〇〇円	二四、〇〇〇円	一〇、一五〇円	九九、五〇〇円	七七、一〇〇円	七五、二〇〇円	五〇、七〇〇円	四九、七〇〇円	三八、〇〇〇円	三三、九〇〇円	三三、六〇〇円	五二、四〇〇円

県営加茂第三住宅		県営七北田住宅				県営虹の丘住宅		県営加茂第二住宅							県営加茂住宅				
同		同				同		同							同				
同	平 成 元 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 五 十 五 年 度
同	火 造 中 層 耐	同	同	同	火 造 高 層 耐	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五	六四・六	六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇
〇・九一七六	〇・九一七六	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九一八七	〇・九一八七	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇八〇	〇・九〇七三	〇・九〇七三	〇・九〇七三
〇・八〇〇四	〇・七〇三三	〇・九五〇八	〇・九三三八	〇・八三五一	〇・七二五六	〇・七六八三	〇・六七五一	〇・八四四五	〇・七三七七	〇・六九九九	〇・七九〇〇	〇・七〇六九	〇・六六二〇	〇・六八六三	〇・六四四九	〇・六四二七	〇・七二五三	〇・六二八四	〇・五七七九
五八、一〇〇円	五一、七〇〇円	七八、七〇〇円	七三、八〇〇円	六九、七〇〇円	六〇、八〇〇円	七二、二〇〇円	六二、五〇〇円	六三、五〇〇円	五六、九〇〇円	五三、八〇〇円	六五、七〇〇円	五八、九〇〇円	五五、三〇〇円	五七、九〇〇円	五四、六〇〇円	五四、四〇〇円	五六、七〇〇円	五〇、四〇〇円	四三、二〇〇円

県営松陵住宅																		県営黒松第四住宅		
同																		同		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成三年度	同	同
同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	中層耐 火造	同	同	同	同	高層耐 火造	同	同	同	同	同	同
八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	
〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九五七九
一・〇六九三	〇・九二二七	〇・八八三九	〇・七六三八	〇・七五三三	一・〇四二八	〇・八七〇八	〇・七五八	〇・六六〇六	一・〇二八〇	〇・八八六一	〇・八四九八	〇・七三四三	〇・七四二	一・〇〇二六	〇・八三七二	〇・六九七八	〇・六三五一	〇・八一〇六	〇・七二二三	
一一〇、四〇〇円	九五、二〇〇円	九一、五〇〇円	七八、四〇〇円	七八、一〇〇円	一〇四、四〇〇円	八三、四〇〇円	六七、九〇〇円	六四、四〇〇円	七九、四〇〇円	六八、五〇〇円	六五、七〇〇円	五六、七〇〇円	五五、五〇〇円	七六、四〇〇円	六三、五〇〇円	五二、八〇〇円	四八、三〇〇円	六〇、一〇〇円	五四、二〇〇円	

県営石巻蛇田住宅																				
石巻市																				
同	同	同	同	同	同	同	同	平成六年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成五年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐 火造
六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	
〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七	〇・九九九七
〇・六七三四	〇・六六九三	〇・六五一〇	〇・六四九九	〇・六四四八	〇・六四二七	〇・五三七五	〇・五二五〇	〇・八〇二〇	〇・七五四五	〇・六七七八	〇・六六六八	〇・六六四八	〇・六六〇七	〇・六四三六	〇・六四四五	〇・六三六五	〇・六三四五	〇・五三〇六	〇・五〇八四	
七九、六〇〇円	八〇、二〇〇円	七六、七〇〇円	七五、六〇〇円	七六、四〇〇円	七七、〇〇〇円	六三、八〇〇円	六一、五〇〇円	八八、〇〇〇円	八一、一〇〇円	七六、一〇〇円	七三、四〇〇円	七三、九〇〇円	七四、四〇〇円	七一、二〇〇円	七〇、二〇〇円	七一、〇〇〇円	七一、五〇〇円	五九、三〇〇円	五七、一〇〇円	

県営河南鹿又住宅	県営石巻吉野住宅 (身体障害者向け住宅)	県営石巻吉野住宅					県営石巻鹿妻住宅							県営石巻水押住宅					
同	同	同					同							同					
昭和五十八年度	同	同	同	同	同	昭和五十九年度	同	同	同	昭和五十三年度	同	昭和五十二年度	昭和五十一年度	同	昭和五十年	同	同	同	同
中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇・五	六三・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二	四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一
〇・九三〇	〇・九三八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九三八	〇・九二七	〇・九二七	〇・九二七	〇・九二七	〇・九二五	〇・九二五	〇・九二五	〇・九四七	〇・九四七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七
〇・四九〇〇	〇・五一四四	〇・六八三	〇・六〇九六	〇・五二四四	〇・五〇六二	〇・四〇二九	〇・四九九〇	〇・四四三七	〇・四二八二	〇・四三六七	〇・四二一五	〇・四一四	〇・四〇四六	〇・三七七	〇・三三四七	〇・八一四	〇・七六四四	〇・六八二六	〇・六七五五
四七、八〇〇円	五〇、三〇〇円	六四、六〇〇円	六一、九〇〇円	五三、〇〇〇円	五一、八〇〇円	四、六〇〇円	三八、八〇〇円	三四、六〇〇円	三三、八〇〇円	二六、九〇〇円	三三、九〇〇円	三三、九〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、四〇〇円	二九、四〇〇円	九四、八〇〇円	八八、五〇〇円	八一、九〇〇円	七九、〇〇〇円

					県営石巻渡波住宅 (老人世帯向け住宅)					県営石巻西境谷地住宅					県営石巻黄金浜住宅					県営石巻門脇住宅					県営桃生中津山住宅				
					同					同					同					同					同				
平成元年度	同	同	昭和五十一年度	同	昭和五十年	同	同	同	平成九年度	同	同	平成四年度	同	平成二年度	同	昭和六十三年	平成二年度	昭和六十三年	同										
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	同										
五一・〇	五七・九	五一・二	三二・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六										
〇・九三四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九四七	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九七四	〇・九八一	〇・九八一	〇・九八一	〇・九二四	〇・九二四	〇・九二五	〇・九二五	〇・九二八	〇・九二八	〇・九三〇										
〇・四五五九	〇・四二〇五	〇・三七七八	〇・三三四	〇・四二三五	〇・三六五六	〇・六七七六	〇・五七九〇	〇・八〇七三	〇・六七七六	〇・七〇九二	〇・六五〇六	〇・四七〇四	〇・六一五一	〇・五四〇四	〇・五九九七	〇・五二六九	〇・五三二二	〇・五〇六二	〇・五三三										
三三、七〇〇円	三三、五〇〇円	二九、三〇〇円	二九、八〇〇円	二八、七〇〇円	二六、二〇〇円	八八、一〇〇円	七五、五〇〇円	一〇四、八〇〇円	八八、一〇〇円	四六、七〇〇円	四六、五〇〇円	三三、三〇〇円	四〇、四〇〇円	三六、〇〇〇円	五三、一〇〇円	四六、八〇〇円	四一、五〇〇円	四一、〇〇〇円	五〇、七〇〇円										

宅 県営気仙沼鹿折住	県営塩釜舟入住宅							宅 県営塩釜天満崎住	宅 県営塩釜北浜住宅	宅 県営塩釜康塚住宅	宅 県営塩釜清水沢住								
気仙沼市	同							同	同	同	塩竈市								
同	昭 和五 十一 年 度	同	同	同	同	同	昭 和六 十二 年 度	同	昭 和五 十六 年 度	昭 和五 十五 年 度	同	昭 和五 十四 年 度	同	同	同	平 成四 年 度	同	同	同
同	中 層耐 火造	同	同	同	同	同	高 層耐 火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五二・五	五一・二	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三	六三・一	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇
〇・九一五六	〇・九一五六	〇・九一〇四	〇・九一〇四	〇・九一〇四	〇・九一〇四	〇・九一〇四	〇・九一〇四	〇・九七八	〇・九七八	〇・九八四	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七	〇・九三四七
〇・三三三三	〇・三三三三	〇・六七六六	〇・六七六六	〇・五八四三	〇・五八一七	〇・五七九二	〇・四八七	〇・四八八〇	〇・四六八三	〇・四九〇九	〇・四六六七	〇・四六六七	〇・七三三三	〇・六〇三三	〇・五九五八	〇・四七四七	〇・六九四六	〇・五七七五	〇・五七三二
二九七〇〇円	二八三〇〇円	六一八〇〇円	六一一〇〇円	五三、四〇〇円	五三、一〇〇円	五二、九〇〇円	四四、一〇〇円	三六、二〇〇円	三四、〇〇〇円	三三、五〇〇円	三三、五〇〇円	三三、五〇〇円	六八、六〇〇円	五七、一〇〇円	五六、五〇〇円	四五、一〇〇円	四九、六〇〇円	四一、三〇〇円	四〇、九〇〇円

		県営名取名取が丘 四丁目住宅					宅 県営名取飯野坂住					県営名取田高住宅			県営白石寿山住宅		県営本吉大沢住宅		
		同					同					名取市			白石市		同		
同	平 成五 年 度	同	同	同	平 成七 年 度	同	同	同	同	同	同	平 成四 年 度	同	昭 和五 十一 年 度	同	昭 和四 十九 年 度	同	平 成元 年 度	昭 和五 十三 年 度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層耐 火造	同	木 造	同	同
五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五	四六・五	六八・八	六六・四	五二・五
〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五七八	〇・九五七八	〇・九五七八	〇・九五七八	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九五四九	〇・九一七九	〇・九一七九	〇・九一四九	〇・九一四九	〇・九一五六
〇・五九七七	〇・五六六八	〇・八三四	〇・七四六	〇・六九四九	〇・五八一七	〇・八一〇五	〇・七四〇五	〇・七三三五	〇・六七七六	〇・六四四一	〇・四八九九	〇・四三三三	〇・四〇六八	〇・三九六七	〇・三三〇四	〇・三三〇四	〇・四九七八	〇・四八〇五	〇・三六四一
六〇、八〇〇円	五八、二〇〇円	九九、九〇〇円	九一、二〇〇円	八五、三〇〇円	七三、七〇〇円	六一、一〇〇円	五四、六〇〇円	五四、六〇〇円	五四、四〇〇円	四九、三〇〇円	三七、六〇〇円	三三、九〇〇円	三一、五〇〇円	三〇、九〇〇円	二五、〇〇〇円	一九、二〇〇円	四四、三〇〇円	四三、一〇〇円	二九、四〇〇円

宅 県営多賀城八幡住							県営角田横倉住宅			県営名取増田住宅			県営名取手倉田第一住宅							宅 県営名取谷津山住	
多賀城市							角田市			同			同							同	
同	昭 和 六 十 年 度	昭 和 四 十 一 年 度	昭 和 三 十 五 年 度	昭 和 三 十 四 年 度	昭 和 三 十 三 年 度	昭 和 三 十 三 年 度	同	平 成 五 年 度	同	同	平 成 三 年 度	昭 和 六 十 一 年 度	昭 和 六 十 年 度	同	同	同	同	同	同	同	
同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六一・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	六一・八	七九・六	七四・九	六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	六五・一	
〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九九三〇	〇・九九三〇	〇・九九三〇	〇・九四三〇	〇・九四三〇	〇・九四一六	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	〇・九五五八	
〇・五七三八	〇・四九六一	〇・二六九九	〇・二二四三	〇・二〇九四	〇・二〇四五	〇・六六五七	〇・五七六二	〇・八三七七	〇・六九九五	〇・五八三九	〇・五五九九	〇・五五二八	〇・五二八三	〇・八一八九	〇・七七〇六	〇・七〇三七	〇・六九四四	〇・六七三八	〇・六六九七	〇・六六九七	
五〇、五〇〇円	四三、五〇〇円	一五、七〇〇円	一一、二〇〇円	一〇、三〇〇円	九、五〇〇円	八六、二〇〇円	七六、〇〇〇円	五三、七〇〇円	四五、一〇〇円	三八、一〇〇円	四五、四〇〇円	四四、二〇〇円	四一、五〇〇円	八二、八〇〇円	七八、六〇〇円	七一、四〇〇円	七一、六〇〇円	六八、九〇〇円	六九、七〇〇円	六九、七〇〇円	

						県営岩沼亀塚住宅							宅 県営多賀城浮島住			宅 県営多賀城中峯元			宅 県営多賀城大代住		
						岩沼市							同			同			同		
同	同	同	昭 和 五 十 年 度	同	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	昭 和 五 十 三 年 度	昭 和 五 十 二 年 度	昭 和 五 十 年 度	同	平 成 三 年 度	同	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	同	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	
五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	四六・五	四四・六	四三・五	六六・七	五五・九	四五・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	六八・二	五五・三	六八・九	六八・九	六八・九	
〇・九三六五	〇・九八六五	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九三八四	〇・九三八四	〇・九三八四	〇・九五〇〇	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九三〇九	〇・九〇八七	〇・九六〇五	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	〇・九〇三六	
〇・三七〇三	〇・三八八五	〇・三三六三	〇・三三六三	〇・四二一四	〇・三三二二	〇・三三七七	〇・三〇二八	〇・五七二二	〇・四七八七	〇・三八五四	〇・四八〇二	〇・三六九八	〇・七二七四	〇・五八八四	〇・七三三三	〇・六四〇四	〇・五一九三	〇・六三七八	〇・六三七八	〇・六三七八	
二七、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	二九、二〇〇円	二六、五〇〇円	二六、三〇〇円	二二、二〇〇円	二〇、三〇〇円	二〇、七〇〇円	四一、五〇〇円	三五、一〇〇円	二八、六〇〇円	三五、八〇〇円	二八、四〇〇円	四九、六〇〇円	四〇、二〇〇円	六六、一〇〇円	五七、八〇〇円	四七、一〇〇円	五五、七〇〇円	五五、〇〇〇円	五五、〇〇〇円	

県営追款洗住宅						県営登米前舟橋住宅	県営若沼千貫住宅				県営若沼相の原住宅 (身体障害者向け住宅)		県営若沼相の原住宅							
同						登米市	同				同		同							
同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	平成三年度	同	昭和三十九年度	同	昭和三十五年	同	昭和三十一年	昭和三十六年度	同	同	同	同	同	同	昭和三十一年
同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・四	六〇・一	六七・五	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九	五七・九	五七・九	五一・三	五一・三	五一・三	昭和三十一年
〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九九四四	〇・九八七九	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九〇九一	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九八六五	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九八六五	〇・九三六五	〇・九三六五	〇・九三六五
〇・六六三〇	〇・六三四一	〇・七三七七	〇・六〇二六	〇・五九八〇	〇・四七六九	〇・五六二七	〇・五七〇二	〇・五〇一〇	〇・五二四二	〇・四五一〇	〇・四二五九	〇・四二五九	〇・四九六六	〇・四八二二	〇・四二五九	〇・四二五九	〇・四八〇〇	〇・三七七三	〇・三七七三	〇・三七七三
八一、八〇〇円	七九、〇〇〇円	四七、六〇〇円	三九、六〇〇円	三九、六〇〇円	三、四〇〇円	五、六〇〇円	四六、一〇〇円	四〇、三〇〇円	四〇、五〇〇円	三五、六〇〇円	三四、四〇〇円	三三、八〇〇円	四二、七〇〇円	四七、六〇〇円	三四、四〇〇円	三三、八〇〇円	四二、五〇〇円	三〇、三〇〇円	二九、八〇〇円	二九、八〇〇円

県営鳴瀬小野住宅		県営矢本下浦住宅						県営若柳新堤下住宅	県営築館久伝住宅			県営鶯沢柳沢住宅		県営若柳川南第一住宅	県営築館秋沢住宅		県営若柳川南住宅		
同		東松島市						同	同			同		同	同		栗原市		
昭和三十二年	昭和三十一年	同	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十年	同	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和三十六年度	同	同	平成七年度
同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	木造	同	同	同	同
六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四	五六・〇
〇・九一五一	〇・九一五一	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九三三七	〇・九二九八	〇・九八二四	〇・九八二四	〇・九八二四	〇・九五七九	〇・九五七九	〇・九三〇三	〇・九三〇三	〇・九三二八	〇・九二九八	〇・九二九八	〇・九二九八
〇・四六五〇	〇・四五三三	〇・四二〇四	〇・四〇四一	〇・三九九七	〇・三八八四	〇・三四五三	〇・三三三六	〇・六五三四	〇・六二〇三	〇・五九七五	〇・五一九〇	〇・五六八六	〇・五五五五	〇・五〇三三	〇・四九四四	〇・四五七五	〇・七六一七	〇・六四六六	〇・五三七二
四五、六〇〇円	四五、一〇〇円	三七、九〇〇円	三六、七〇〇円	三四、一〇〇円	三三、九〇〇円	三〇、一〇〇円	二八、〇〇〇円	九三、七〇〇円	四四、三〇〇円	四一、六〇〇円	三七、〇〇〇円	四三、八〇〇円	四二、二〇〇円	四四、二〇〇円	四三、四〇〇円	三八、〇〇〇円	九五、八〇〇円	八三、七〇〇円	七三、二〇〇円

県営古川李埜住宅		同		同		同		同		同		同		同		同		同		同	
平成十四年度	同	平成十年度	同	同	同	同	同	平成元年度	同	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	同	同	同	同	同	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度
高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	七二・九	六七・五	〇・九〇五	〇・四七九六
〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九四三	〇・九五一	〇・九五一	〇・九五一	〇・九三四	〇・九三四	〇・九三四	〇・九六〇五	〇・九七五四	〇・九七五四	〇・九七五四	〇・九七五四	〇・五七九一	〇・五七五九	〇・四七九六
〇・六三八五	〇・七七五八	〇・六五九八	〇・七〇四三	〇・六二六八	〇・六二五九	〇・五四九三	〇・四九三四	〇・四九四一	〇・四九一三	〇・四八五六	〇・三七八四	〇・三八五三	〇・三四〇七	〇・六九九八	〇・五九二七	〇・五八九五	〇・五七九一	〇・五七五九	〇・五七五九	〇・五七五九	〇・四七九六
八五、四〇〇円	一〇八、〇〇〇円	九六、一〇〇円	四八、四〇〇円	四四、四〇〇円	四四、四〇〇円	三七、八〇〇円	四〇、三〇〇円	四四、九〇〇円	四四、九〇〇円	四四、九〇〇円	三〇、〇〇〇円	三一、一〇〇円	二九、二〇〇円	九四、二〇〇円	三六、八〇〇円	三六、八〇〇円	三五、五〇〇円	三五、五〇〇円	三五、五〇〇円	四四、五〇〇円	四四、五〇〇円

県営村田石生住宅		同		同		同		同		同		同		同		同		同		同	
昭和三十六年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十八年度	同	同	同	平成六年度	昭和三十九年度	同	平成六年度	同	同	平成四年度	同	平成四年度	平成十四年度	平成十年度	同	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	中層耐火造	同	同	同	同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	同	木造	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	同
六一・八	五九・三	六六・二	六六・二	七九・九	七九・五	七五・一	七四・七	五一・二	六九・〇	六六・〇	六八・〇	六五・三	五六・九	七八・二	七七・八	六五・一	五四・六	七五・一	六五・一	〇・九八〇二	〇・六五七六
〇・九三六九	〇・九三六九	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九五四七	〇・九〇一一	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九七八八	〇・九六五二	〇・九六五二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・九八〇二	〇・七五八六	〇・六五七六
〇・四六〇〇	〇・四三四六	〇・四三〇八	〇・四〇七九	〇・六七六〇	〇・六七二六	〇・六三五四	〇・六三三〇	〇・三三三五	〇・六四四三	〇・六一六三	〇・六一八六	〇・五九四一	〇・五二七六	〇・六四〇一	〇・六三六九	〇・六五七六	〇・五三六九	〇・七五八六	〇・七五八六	〇・六五七六	〇・六五七六
四三、八〇〇円	三五、三〇〇円	四五、二〇〇円	四一、二〇〇円	二二、九〇〇円	二二、三〇〇円	一一、七〇〇円	一一、一〇〇円	二九、八〇〇円	七八、一〇〇円	七五、五〇〇円	四六、九〇〇円	四五、一〇〇円	三九、三〇〇円	九一、〇〇〇円	九〇、五〇〇円	八七、二〇〇円	八三、五〇〇円	九六、四〇〇円	九六、四〇〇円	八七、二〇〇円	八七、二〇〇円



県営丸森神明住宅	県営柴田槻木住宅 (老人世帯向け住宅)			県営柴田槻木住宅 (身体障害者向け住宅)			県営柴田槻木住宅						県営柴田東船岡住宅		県営柴田船迫住宅					
伊具郡丸森町	同			同			同						同		柴田郡柴田町					
平成元年度	昭和六十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	昭和六十三年
同	木造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同	同	同
六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六	六〇・五	
〇・九六二五	〇・九六二五	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九九九八	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八六九	〇・九八六九	〇・九八六九	〇・四三三〇	〇・五三三八	〇・九三六九
〇・五二九三	〇・五二九三	〇・五七九四	〇・四九六八	〇・四九六八	〇・六七八八	〇・四九六八	〇・四九六八	〇・七六二二	〇・六七八八	〇・六七八八	〇・五七九四	〇・六七八八	〇・六一七一	〇・六一八	〇・六六七八	〇・六二七	〇・四四三〇	〇・五三三八	〇・四九九〇	
四三、五〇〇円	四三、一〇〇円	八六、四〇〇円	七三、六〇〇円	七三、九〇〇円	一〇〇、七〇〇円	七三、六〇〇円	七三、九〇〇円	一一五、五〇〇円	一〇〇、七〇〇円	一〇〇、三〇〇円	八六、一〇〇円	一〇〇、七〇〇円	九一、七〇〇円	八九、五〇〇円	五〇、五〇〇円	五〇、三〇〇円	三四、九〇〇円	四三、四〇〇円	四一、〇〇〇円	

県営中新田羽場住宅	県営中新田田川住宅		県営大和吉岡南住宅		県営七ヶ浜松江住宅								県営七ヶ浜遠山住宅		県営巨理下茨田住宅					
同	美加町		黒川郡大和町		同								宮城県七ヶ浜町		巨理郡巨理町					
同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	平成三年度	同	同	同	同	平成二年度	昭和四十九年度	昭和六十三年	昭和六十一年	昭和六十年	昭和五十五年	昭和五十二年
同	同	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造
七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	六〇・七	六〇・七	六〇・七	五七・〇	五七・〇	五一・三
〇・九七二三	〇・九七二三	〇・九七六三	〇・九七六三	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五五五	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・四八六四	〇・四五〇〇	〇・九五〇〇
〇・六四五二	〇・六二九二	〇・六〇九四	〇・五六八八	〇・六四九八	〇・六二二五	〇・六六〇五	〇・五七三二	〇・五六五二	〇・四八四〇	〇・六六九七	〇・五五六八	〇・五五一一	〇・四三九六	〇・三二一九	〇・五〇七七	〇・四九三五	〇・四八六四	〇・四三三五	〇・四三三五	〇・三六三一
八八、八〇〇円	八六、六〇〇円	五一、四〇〇円	四七、九〇〇円	七四、七〇〇円	七二、二〇〇円	五五、三〇〇円	四七、九〇〇円	四七、三〇〇円	四〇、五〇〇円	五九、九〇〇円	四九、八〇〇円	四九、三〇〇円	三九、三〇〇円	二〇、八〇〇円	四〇、五〇〇円	四一、八〇〇円	三八、八〇〇円	三一、七〇〇円	三一、七〇〇円	三一、〇〇〇円

宅	県営小牛田峯山住	遠田郡美里町	同	昭和三十九年度	同	六八・四	〇・九五〇〇	〇・五二六二	四六、四〇〇円
宅	県営浦谷田町裏住	同	昭和三十八年度	同	六〇・一	〇・九五〇〇	〇・四五三六	四一、四〇〇円	
宅	県営浦谷中島住宅	遠田郡浦谷町	昭和三十七年度	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四四〇六	三三、二〇〇円	
宅	県営浦谷下町住宅	同	昭和三十六年度	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四二六八	三四、四〇〇円	
宅	同	同	昭和三十五年	中層耐火造	五五・九	〇・九五〇〇	〇・四〇三三	三三、五〇〇円	
宅	同	同	昭和三十四年度	同	七七・一	〇・九三三三	〇・六六四〇	九六、一〇〇円	
宅	同	同	昭和三十三年度	木造	六六・四	〇・九四四五	〇・四八四二	四一、三〇〇円	
宅	同	同	昭和三十二年	同	六七・五	〇・九〇七四	〇・四八六六	四〇、八〇〇円	
宅	同	同	昭和三十一年	中層耐火造	五九・二	〇・九〇七四	〇・四二六七	三六、一〇〇円	
宅	同	同	昭和三十年	同	七九・九	〇・九七二三	〇・七二二二	一一、一〇〇円	
宅	同	同	昭和三十九年度	同	七八・七	〇・九七二三	〇・七〇二四	一一、四〇〇円	

備考 応益係数とは、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第一条第一項各号に掲げる数値を乗じた数値とする。

二 改良県営住宅

宅	改良県営中江東住	仙台市	昭和三十六年度	第一種	中層耐火造	二八・四八	七、五〇〇円
宅	改良県営中江南住	同	昭和三十七年度	同	同	二八・一六	七、五〇〇円
宅	同	同	昭和三十八年度	同	同	二八・一六	七、五〇〇円
宅	同	同	昭和三十九年度	同	同	二八・四八	八、〇〇〇円

改良県営幸町住宅	同	昭和三十九年度	同	三三・七四	一〇、〇〇〇円
同	同	昭和三十八年度	同	三三・七四	一〇、〇〇〇円
同	同	昭和三十七年度	同	三三・七四	一〇、〇〇〇円

附則  
この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
  - 1 調達案件及び数量 みやぎハイパーウェブ通信機器等貸借・保守業務 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 契約期間 契約締結日の翌日から平成三十一年一月三十一日まで
  - 4 納入場所 宮城県庁庁舎（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番二号）他
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

  - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号））第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第一百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを

なされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。  
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）（第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十五年三月十九日（火）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号  
宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班（担当 高橋 堅 電話〇二二・二二一・二四七五）

2 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合  
入札の期間 平成二十五年四月八日（月）午前九時から平成二十五年四月十一日（木）午後五時まで  
(二) 書面により入札書を提出する場合  
入札書の提出期限等 平成二十五年四月十一日（木）午後五時まで（郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、簡易書留郵便にて提出期限までに到達すること。）

3 開札の日時及び場所

開札の日時及び場所  
平成二十五年四月十二日（金）午前十時  
宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階震災復興・企画部情報システム課

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を平成二十五年三月二十六日（火）午後五時までに1の場所に提出すること。  
ただし、郵送による場合は、平成二十五年三月二十五日（月）午後五時までに1の場所に到達すること。

四 入札に参加することができない者

なお、提出された書類は、返却しない。

二に定める資格を有しない者  
五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百零三条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item(s)/Service (s) to be Procured : Lease and maintenance service of Miyagi Hyper Web communication device - 1 set

2 Contract Period : From the day following the contract date to January 31, 2019

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office building, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places

4 Deadline for Bid : April 11, 2013, 5 : 00 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection : April 12, 2013, 10 : 00 a.m., Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3rd Floor, Miyagi Prefectural Office building

building

6 Contact Information : Ken Takahashi, Network Management Section Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. Tel: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。  
平成二十五年三月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 みやぎハイパーウェブ通信機器等設定・設置及び保守監視業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 契約締結日の翌日から平成三十一年一月三十一日まで

4 履行場所 宮城県行政庁舎（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）他

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第一百五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 過去五年間に、国及び地方公共団体に対して、接続拠点が二百箇所以上の基幹ネットワークの構築又は保守業務契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有すること。

8 ISO/IEC27001を取得していること。

9 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)(の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事

項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十五年三月十九日(火)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県震災復興・企画部情報システム課ネットワーク管理班(担当 中川 彰徳 電話〇二二・二二一・二四七五)

2 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十五年四月八日(月)午前九時から平成二十五年四月十一日(木)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限等 平成二十五年四月十一日(木)午後五時まで(郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、簡易書留郵便にて提出期限までに到達すること。)

ただし、入札書を持参する場合は、3の開札の日時及び場所へ提出できるものとする。

3 開札の日時及び場所

平成二十五年四月十二日(金)午前十一時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階震災復興・企画部情報システム課

4 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を平成二十五年三月二十六日(火)午後五時までに1の場所に提出すること。

ただし、郵送による場合は、平成二十五年三月二十五日(月)午後五時までに1の場所に到達すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第一条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する金額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするこの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Item (s)/Service (s) to be Procured : Installation, set and operational monitoring service of Miyagi Hyper Web communication device - 1 set

2 Contract Period : From the day following the contract date to January 31, 2019

3 Place of Delivery : Miyagi Prefectural Government Office building, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, and other places

4 Deadline for Bid : April 11, 2013, 5: 00 p.m.

5 Place and Time of Bid Selection : April 12, 2013, 11: 00 a.m., Information System Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3rd Floor, Miyagi Prefectural Office building

6 Contact Information : Akinori Nakagawa, Network Management Section, Information System

Division, Earthquake Disaster Restoration Policy Planning Department, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, Tel.: 022-211-2475

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十五年三月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市高館川上字台一番二及び一番七の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
名取市高館川上字台一番地の二  
佐藤 一郎  
佐藤 一夫

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十五年三月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
黒川郡大衡村大衡字平林五十二番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
黒川郡大衡村大衡字五反田四番四十八 五反田  
北住宅一号棟百十四号  
渡邊 雄二

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十五年三月一日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる  
地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
黒川郡大和町吉岡字館下四十番及び四十一番の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
東京都西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社